

# 救急搬送における選定療養費の取扱いについて

## 1 選定療養費とは

- ◆医療機関はその機能・規模により地域で担う役割が異なるが、「とりあえず大病院を受診」という傾向になりやすく、一部の大病院に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の増加が課題に。
- ◆このため、2016年度から、紹介状を持たずに大病院を受診する場合には、一定の負担を患者に求めることが義務化。
- ◆一方で、救急車で搬送された患者は基本的に緊急性が高いものと見做され、これまでのところ、多くの病院では、実際の緊急性の有無に関わらず、徴収の対象外としている。

## 2 本県における救急医療機関の現状

- ◆選定療養費の運用による医療機関の役割分担が十分に機能しておらず、救急搬送者の6割以上が一般病床数200以上の大病院（25病院）に集中。
- ◆そのうち軽症患者が約半数を占め、その中には緊急性の低い方も含まれる。
- ◆本年4月には医師の働き方改革が開始。診療体制の縮小等が行われている医療機関もある。
  - ➔今後、救急医療現場の更なるひっ迫が懸念され、これまで以上に医療機関の機能や役割に応じた、適切な受診のあり方が求められる状況。



重篤患者の受入など大病院が本来の役割を果たし、本県の救急医療体制を維持するためには、「とりあえず救急車で大きな病院の救急外来を受診」ではなく、「まずはかかりつけ医や地域の診療所等の一般外来を通常の診療時間に受診」し、「必要な場合にはかかりつけ医等が大きな病院へ紹介」という医療機関の機能分担・相互連携を更に推進する必要がある。

### 3 選定療養費の運用の見直しについて

- ◆ これまでは徴収対象としていなかった救急搬送者のうち、緊急性が認められない場合は徴収対象とすることについて、関係機関と協議を実施。
- ◆ 冬場の救急搬送のピークに備えるため、本年12月1日からの運用開始を目途に、緊急性が認められない救急搬送者から、対象病院において徴収を行うための統一的な基準作りなど準備を開始。
- ◆ 県医師会や関係医療機関などと引き続き協議を行いながら、報道やSNSによる広報等を集中的に実施し、県民の理解を求めていく。

運用開始	2024年12月1日（予定）
対象病院	<p><b>一般病床数200以上の紹介受診重点医療機関など23病院</b> ※2024.7.26時点</p> <p>1水戸協同病院（水戸市）、2水戸赤十字病院（同）、3水戸済生会総合病院（同）、  4茨城県立中央病院（笠間市）、5水戸医療センター（茨城町）、6日立総合病院（日立市）、  7ひたちなか総合病院（ひたちなか市）、8茨城東病院（東海村）、9白十字総合病院（神栖市）、  10土浦協同病院（土浦市）、11霞ヶ浦医療センター（同）、12筑波大学附属病院（つくば市）、  13筑波記念病院（同）、14筑波メディカルセンター病院（同）、15筑波学園病院（同）、  16龍ヶ崎済生会病院（龍ヶ崎市）、17JAとりで総合医療センター（取手市）、  18牛久愛和総合病院（牛久市）、19つくばセントラル病院（同）、20東京医科大学茨城医療センター（阿見町）、  21茨城県西部メディカルセンター（筑西市）、22古河赤十字病院（古河市）、23茨城西南医療センター病院（境町）</p>
金額	<p>初診時に紹介状なしで受診された際に徴収される料金と同額</p> <p>▶ 徴収義務のある医療機関：7,700円以上/件</p> <p>▶ 徴収が任意の医療機関（No9、No15）：医療機関が任意に設定する額</p>

## 4 県民の皆様へ 救急医療機関の適正受診のお願い

- ◆夏場は、熱中症などで救急搬送が多く、救急医療体制のひっ迫が懸念されます。
- ◆真に必要な方に救急医療を届けるため、「不要不急の症状での救急要請」は厳に控えてください。
- ◆医療機関を緊急的に受診する必要のない症状では、まずは、診療時間内にかかりつけ医や地域の診療所等の一般外来を受診してください。

### 《本県で実際にあった、救急車の不要不急の利用例》

- ▶包丁で右手指先を切り、血がにじんだとして、救急要請。
- ▶3日前から風邪の症状が続いて、家族が心配して、救急要請。
- ▶発熱、咽頭痛、頭痛の症状で、救急要請。

- ◆ただし、次のような緊急性のある症状の場合には、ためらわずに救急要請してください。  
(例) 意識がない、けいれんが止まらない、物をのどにつまらせて呼吸が苦しい、  
大量の出血を伴うけが、広範囲のやけど、熱中症が疑われる場合（自力で水がのめない、呼びかけに対し応答がおかしい等） 等

### ◎茨城県救急電話相談（24時間365日対応）

- ◆救急車を呼ぶべきか、医療機関を受診すべきか迷った時は、電話相談をご利用ください。

おとな：**# 7 1 1 9**      子ども（15歳未満）：**# 8 0 0 0**

◎ 真に救急医療が必要な方に医療を提供できる体制を確保するため、引き続き、県民の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

【本件に関する問い合わせ窓口】

茨城県 保健医療部 医療局 医療政策課

電話番号：029-301-3186

15歳以上 **おとな** 救急電話相談  
受診可能な医療機関もご案内します。

プッシュ回線の固定電話、携帯電話からは局番なしの  
**#7119**

その他の電話からは **050-5445-2856** ※令和3年10月1日から  
直通電話番号が変わりました。

茨城県救急医療情報システムの  
ホームページもご覧ください。 <https://www.qq.pref.ibaraki.jp>



15歳未満 **子ども** 救急電話相談  
受診可能な医療機関もご案内します。

プッシュ回線の固定電話、携帯電話からは局番なしの  
**#8000**

その他の電話からは **050-5445-2856** ※令和3年10月1日から  
直通電話番号が変わりました。

茨城県小児救急医療啓発サイト  
「子どもの救急手引き」もご覧ください。 <https://www.pedqq.pref.ibaraki.jp>

